

中国国家知識産権局(SIPO)と日本国特許庁(JPO)との間の特許審査 ハイウェイ試行プログラムに関する中国国家知識産権局への申請手続 (仮訳)

この特許審査ハイウェイ試行プログラムの試行期間は、2011年11月1日に開始され、1年間継続され、2012年10月31日に終了します。試行期間は、必要であれば中国国家知識産権局及び日本国特許庁が特許審査ハイウェイプログラムの実現可能性を適切に評価するために十分な数の特許審査ハイウェイ申請を受理するまで延長されることがあります。

PPHの申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了することがあります。特許審査ハイウェイ試行プログラムが終了する場合は、その旨が公表されます。

第一部

日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、日本出願を基礎とした日中間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす中国国家知識産権局への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、中国国家知識産権局に申請書「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」を提出してください。

1. 申請要件

- (a) 当該出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が、
 - (i) 日本出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙1の図A、B、C、F、G及びH参照)、又は、
 - (ii) 優先権主張を伴わないPCT出願の国内移行出願である(別紙1の図I及びK参照)、又は、
 - (iii) 優先権主張を伴わないPCT出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願であること(別紙1の図J及びL参照)。

当該出願が複数の日本出願又は優先権を伴わないPCT出願を優先権の基礎とするもの、又は、当該出願が分割出願であっても、出願日が原出願に遡及し原出願が上記の(i)~(iii)に該当するものであれば認められます。

- (b) 対応する日本出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

対応する出願には、優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となる日本出願から派生した出願(例えば、日本出願の分割出願又は日本出願に基づいて国内優先権

を主張している出願(別紙1の図C参照))又はPCT出願の日本国内移行出願(別紙1の図H、I、J、K及びL参照)があります。

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて日本国特許庁の審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許可能と判断された」こととなります。

オフィスアクションは、下記を含みます。

- (a) 特許査定
- (b) 拒絶理由通知書
- (c) 拒絶査定
- (d) 審決

たとえば、下記の文例が拒絶理由通知書に記載されている場合、これらの請求項は特許可能と明示されたとします。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項()に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。

(c) PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が日本出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が日本出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。例えば、日本出願の請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。日本国特許庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、日本国特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、中国国家知識産権局において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

日本国特許庁で特許可能と判断された「すべての」請求項を当該出願に含める必要はありません(請求項の削除が許容されます。)。例えば、日本出願が5つの特許可能と判断された請求項を有する場合、当該出願はこれら5つの請求項のうち3つのみを有していても構いません。

出願人が実体審査に関連するいかなるオフィスアクションも受領していない場合には、PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、日本出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要があります。審査官が通知した拒絶理由を解消させるために出願人が請求項を補正する必要がある場合には、PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、日本出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。クレー

ム対応要件を満たさない補正の扱いは、審査官の裁量に依存します。

中国国家知識産権局への出願については、請求項を含め、審査請求時又は実体審査移行の通知の受領から3か月以内のみ自発補正が可能であることにご注意ください。したがって、出願人は、当該出願の請求項を日本国特許庁で特許可能と判断された請求項に対応させるために、補正可能な期間の限定に注意する必要があります。

(d) 当該SIPO出願が公開されていること。

出願人は、PPH の申請以前に中国国家知識産権局から当該出願の公開の通知を受領していなければなりません。

(e) 当該出願が実体審査段階に移行していること。

出願人は、PPH の申請以前に中国国家知識産権局から当該出願の実体審査移行の通知を受領していなければなりません。

ただし、この例外として、出願人は審査請求と同時であればPPHの申請を行うことができます¹。

(f) 当該出願に関し中国国家知識産権局において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

出願人は、PPH の申請以前に中国国家知識産権局の実体審査担当部署よりいかなるオフィスアクションも受領していない必要があります。

(e) PPH の申請が 2012 年 3 月 1 日以降になされた場合には、当該出願が電子特許出願であること。

2. 提出書類

次の(a)～(d)の書類を「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」に添付して提出する必要があります。なお、場合によっては提出を省略できる書類もありますが、その場合にも、提出を省略する書類名を「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

(a) 対応する日本出願に対して日本国特許庁から出された(日本国特許庁における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。

翻訳文の言語として中国語又は英語が利用可能です。審査官が翻訳されたオフィスアク

¹ この際、当該出願が書面手続で提出されていた場合には、PPH 申請時に審査請求書の写しを提出する必要があります。当該出願がオンライン手続で提出されていた場合には、PPH 申請時に審査請求書の写しを提出する必要はありません。

ションを理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

(b) 対応する日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。

翻訳文の言語として中国語又は英語が利用可能です。審査官が翻訳された請求項を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

(c) 日本国特許庁の審査官が引用した引用文献の写し

提出書類は、上記オフィスアクションにおいて引用されたものです。参考文献として引用されただけで、拒絶理由を構成しない書類については、提出の必要はありません。

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、中国国家知識産権局が有していない特許文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する日本出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1. (c)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください)。

なお、上記(a)～(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて中国国家知識産権局に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PPH試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」の記載要領

(a) 事情

中国国家知識産権局に対して PPH 試行プログラムによる早期審査の申請を行う場合、出願人は「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」を提出する必要があります。

出願人は、当該出願が1. (a)の(i)～(iii)のいずれかに該当する出願であり、PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応する日本出願の出願番号、公報番号又は特許番号も記載する必要があります。

特許可能と判断された請求項を含む出願と、1. (a)の(i)～(iii)に該当する出願が異なる

場合(例えば、分割出願に対して特許可能との判断がなされた場合)、特許可能との判断がなされた請求項を含む出願の出願番号、公報番号又は特許番号と、(i)~(iii)に該当する出願との関係も記載してください。

(b) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(c) 注意事項

「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」は、オンライン手続のみにより中国国家知識産権局に提出可能です²。

4. PPH試行プログラムに基づく早期審査に関する手続

中国国家知識産権局は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。中国国家知識産権局が申請を認めた場合、当該出願は PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。出願人は、特定の不備につき、一度だけ補正の機会を与えられます。申請が認められない場合には、出願人は一度だけ申請の再提出の機会が与えられます。再提出した申請も認められない場合には、当該出願は通常の順番で審査されることが出願人に通知されます。

PPHに基づく早期審査の申請が認められた場合、中国国家知識産権局は出願人にその旨通知しませんが、代わりに、出願人は、早期にオフィスアクションを受領することによってそれを知ることができます。

² 現時点では、書面手続のみ利用可能です。オンライン手続の利用が可能となった際には、中国国家知識産権局よりその旨お知らせします。

第二部

日本国特許庁のPCT国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、PCT 国際段階成果物を利用した日中間の特許審査ハイウェイ(以下、「PCT-PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす中国国家知識産権局への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PCT-PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、中国国家知識産権局に申請書「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」を提出してください。

1. 申請要件

PCT-PPH の申請がなされた中国国家知識産権局への出願が下記の要件を満たしている必要があります。

(1) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性(新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は日本国特許庁が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙2図A'を参照してください(ZZは任意の国内出願)。

国際調査報告(ISR)のみに基づいてPCT-PPHを申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、当該出願はPCT-PPH 試行プログラムへの参加が認められません。

(2) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。

(A) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙2図A, A' 及びA'' 参照)

(B) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。(別紙2図B参照)

(C) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙2図C参照)

(D) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙2図D参照)

(E) 当該出願は、上記(A)~(D)のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙2図E1 及びE2参照)

(3)PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、中国国家知識産権局において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

最新国際成果物で特許性有りと示された「すべての」請求項を当該出願に含める必要はありません(請求項の削除が許容されます。)。例えば、対応する国際出願が5つの特許可能と判断された請求項を有する場合、当該出願はこれら5つの請求項のうち3つのみを有していても構いません。

出願人が実体審査に関連するいかなるオフィスアクションも受領していない場合には、PCT-PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要があります。審査官が通知した拒絶理由を解消させるために出願人が請求項を補正する必要がある場合には、PCT-PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。クレーム対応要件を満たさない補正の扱いは、審査官の裁量に依存します。

中国国家知識産権局への出願については、請求項を含め、審査請求時又は実体審査移行の通知の受領から3か月以内にのみ自発補正が可能であることにご注意ください。したがって、出願人は、補正が可能な期間に注意して当該出願の請求項を最新国際成果物で特許可能と判断された請求項に対応させる必要があります。

(4)当該出願が公開されていること。

出願人は、PCT-PPH の申請以前に中国国家知識産権局から当該出願の公開の通知を受領していなければなりません。

(5)当該出願が実体審査段階に移行していること。

出願人は、PCT-PPHの申請以前に中国国家知識産権局から当該出願の実体審査移行の通知を受領していなければなりません。

ただし例外として、出願人は審査請求と同時にPCT-PPHの申請を行うことができます。³

(6) 当該出願に関し中国国家知識産権局において、PCT-PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

出願人は、PCT-PPH の申請以前に中国国家知識産権局の実体審査担当部署よりいかなるオフィスアクションも受領していない必要があります。

(7) PCT-PPH の申請が 2012 年 3 月 1 日以降になされた場合には、当該出願が電子特許出願であること。

2. 提出書類

出願人は PCT-PPH に基づく申請を行う際、申請様式に添付して下記の書類を提出する必要があります。ただし、場合によっては提出を省略できる書類もあります。

その場合にも、提出を省略する書類名を「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

(1) 特許性有りと判断が記載された最新国際成果物の写しと中国語又は英語によるその翻訳文

審査官が翻訳された国際成果物を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求められます。

(2) 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと中国語又は英語によるその翻訳文

審査官が翻訳された請求項を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求められます。

(3) 対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し

参考文献として引用されただけで、拒絶理由を構成しない書類については、提出の必要

³ この際、当該出願が書面手続で提出された場合には、PPH 申請時に審査請求書の写しを提出する必要があります。当該出願がオンライン手続で提出された場合には、PPH 申請時に審査請求書の写しを提出する必要はありません。

はありません。

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、中国国家知識産権局が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(4) 当該出願の全ての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1. (3)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)

なお、上記(1)～(4)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて中国国家知識産権局に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PCT-PPH試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加の申請」の記載要領

(1) 事情

出願人は、当該出願が1. (2)の(A)～(E)のいずれかに該当する出願であり、PCT-PPH試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応する国際出願の出願番号も記載する必要があります。

(2) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

「特許審査ハイウェイプログラムへの参加の申請」は、オンライン手続のみにより中国国家知識産権局に提出可能です⁴。

4. PPH試行プログラムに基づく早期審査に関する手続

中国国家知識産権局は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PCT-PPH

⁴ 現時点では、書面手続のみ利用可能です。オンライン手続の利用が可能となった際には、中国国家知識産権局よりその旨お知らせします。

に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。中国国家知識産権局が申請を認めた場合、当該出願はPCT-PPHに基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。出願人は、特定の不備につき、一度だけ補正の機会を与えられます。申請が認められない場合には、出願人は一度だけ申請の再提出の機会が与えられます。再提出した申請も認められない場合には、当該出願は通常の順番で審査されることが出願人に通知されます。

PCT-PPH に基づく早期審査の申請が認められた場合、中国国家知識産権局は出願人にその旨通知しませんが、代わりに、出願人は、早期にオフィスアクションを受領することによってそれを知ることができます。

書面手続の場合の記載例（従来型 PPH 及び PCT-PPH）

参与专利审查高速路（PPH）项目请求表

特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム申請フォーム

② 專利申請	申請号： 出願番号		
	申請人： 出願人		
	发明名称： 発明の名称		
② 説明事項	<p>根据关于专利审查高速路项目试点的相关规定，请求对上述申请进行加快审查。 <i>特許審査ハイウェイ試行プログラムへの参加に関するガイドラインに従って上記出願の早期審査の申請を行う。</i></p> <p><input type="checkbox"/> 请求参与常规的 PPH。 <i>従来型 PPH への参加の申請を行う場合にチェックする。</i></p> <p><input type="checkbox"/> 请求参与 PCT-PPH。 <i>PCT-PPH への参加の申請を行う場合にチェックする。</i></p>		
③ 対応申請声明	対応申請号/公开号/專利号/国際申請号 <i>対応する出願の出願番号、公報番号又は特許番号</i>	対応申請審査機構名称 <i>対応する出願の審査庁名</i>	相关申請对应关系（可另附頁） <i>上記出願と対応する出願との関係</i>
	特願 0000-000000	日本特許庁	本申請通过巴黎公约要求了申請号为特願 0000-000000 的日本申請的優先權 This application is an application validly claiming the priority under the Paris Convention to the corresponding JPO application 特願 0000-000000

申請人随本 PPH 请求表一起提交了下列文件（可另附页）：

申請書に添付する書類：

由__于__年__月__日作出的_____通知书认为可授权的所有权利要求副本及其译文
対応する出願において特許可能と判断されたすべての請求項の写し及びその翻訳文を提出する
場合にチェックする：請求項を特許可能と判断したオフィスアクション名、その審査庁名及びそ
の発送日を記載すること。

对应申请的审查意见通知书副本及其译文，具体文件名称如下：

1.由__于__年__月__日作出的_____通知书副本及其译文

2.由__于__年__月__日作出的_____通知书副本及其译文

対応する出願の（特許性の実体審査に関連する）すべてのオフィスアクションの写し及びその翻
訳文を提出する場合にチェックする：オフィスアクション名、その審査庁名及びその発送日を記
載すること。

权利要求的对应表

請求項対応表を提出する場合にチェックする。

② 附
加文
件清
单

对应申请的审查意见引用文件副本，具体文件名称如下：

1. _____

2. _____

対応する出願のすべてのオフィスアクションの中で引用された文献の写しを提出する場合にチ
ェックする：提出を省略する場合でも、引用文献名を記載すること。

实质审查请求书副本

当該出願についての審査請求書の写しを提出する場合にチェックする。

その他の書類を提出する場合にチェックする：書類名を記載すること。

<p>☐ 申请人或代理机构签字或盖章 出願人又は代理人の署名又は押印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>☐ 国家知识产权局审批意见 中国国家知識産権局による当該申請受理に関する決定。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>
--	--

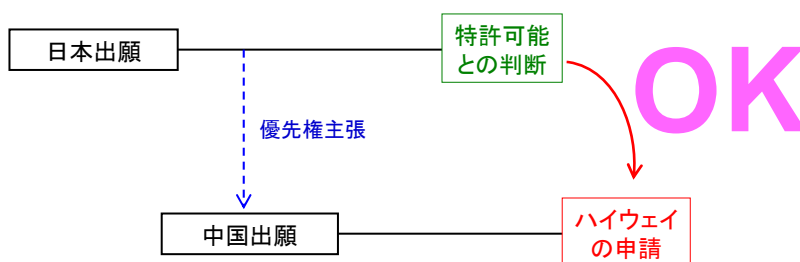
本申请的 权利要求 <i>当該出願の 請求項</i>	对应申请中被认为可 授权的对应权利要求 <i>対応する出願において特 許可能と判断された 請求項</i>	关于对应性的说明 <i>対応についてのコメント</i>
1	1	完全相同 Both claims are the same
2	2	完全相同 Both claims are the same
3	1	<p>权利要求 3 在对应申请权利要求 1 的基础上引入了说明书第 x 页第 x 段记载的技术特征 X</p> <p>Claim 3 is further limited by an additional technical feature recorded in Paragraph X, Page X in the specification on the basis of Claim 1 in the corresponding application.</p>

4	2	<p>权利要求 4 在对应申请权利要求 2 的基础上引入了说明书第 Y 页第 Y 段记载的技术特征 Y</p> <p>Claim 4 is further limited by an additional technical feature recorded in Paragraph Y, Page Y in the specification on the basis of Claim 2 in the corresponding application.</p>
5	1	<p>权利要求 5 在对应申请权利要求 1 的基础上引入了说明书第 Z 页第 Z 段记载的技术特征 Z</p> <p>Claim 5 is further limited by an additional technical feature recorded in Paragraph Z, Page Z in the specification on the basis of Claim 1 in the corresponding application.</p>

別紙1

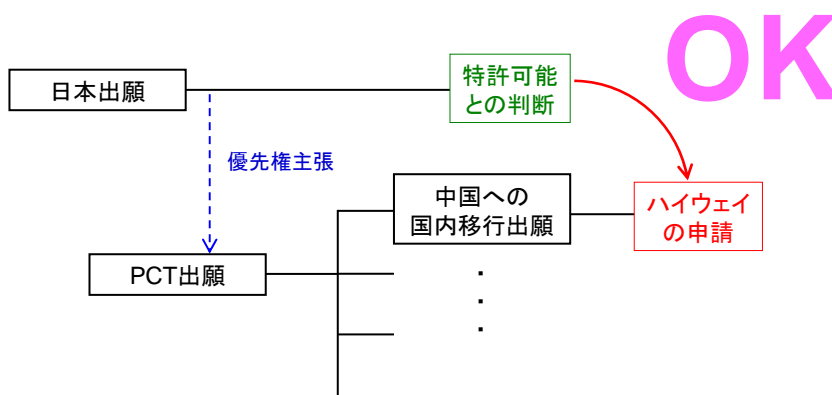
A

要件 a. (i) を満たす事例
- パリルート -



B

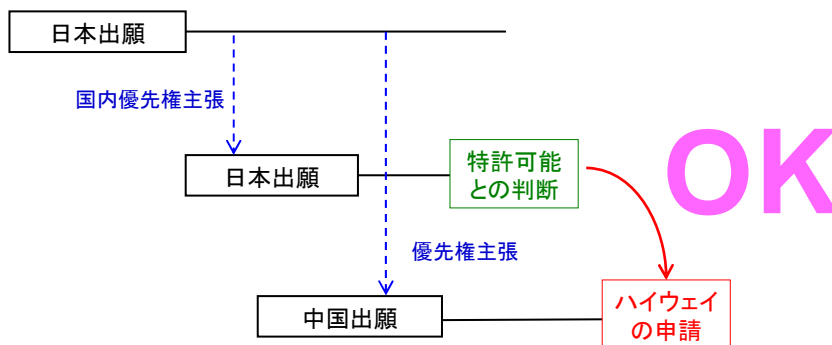
要件 a. (i) を満たす事例
- PCTルート -



C

要件 a. (i) を満たす事例

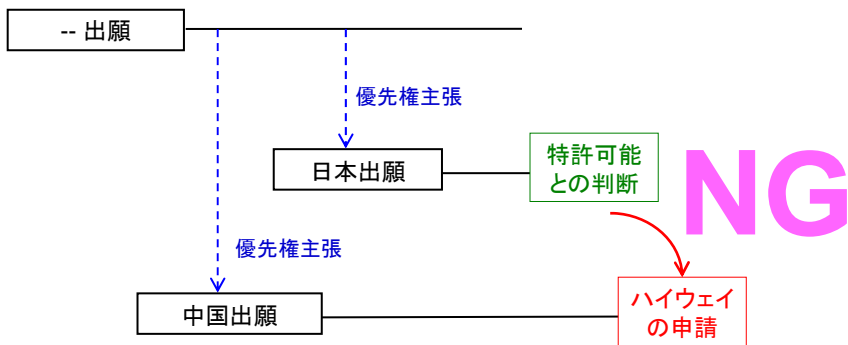
- パリルート: 国内優先権主張 -



D

要件 a. を満たさない事例

- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -

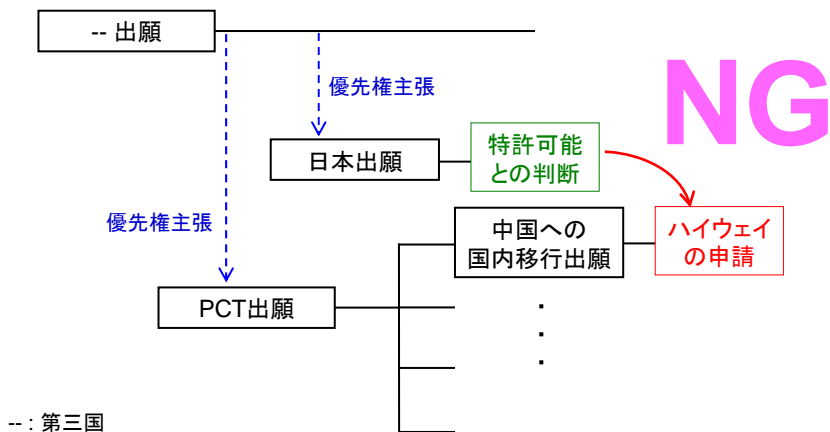


--: 第三国

E

要件 a. を満たさない事例

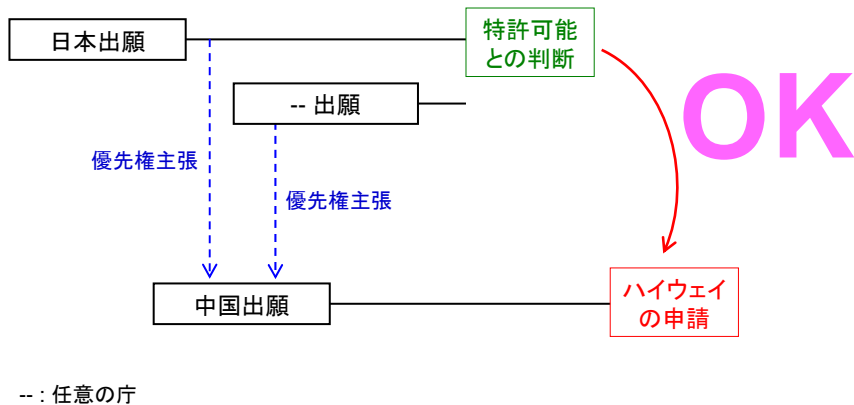
- PCT ルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



F

要件 a. (i) を満たす事例

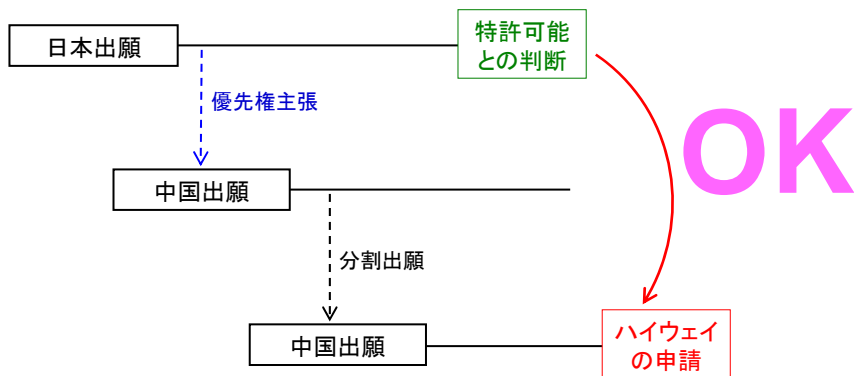
- パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -



G

要件 a. (i) を満たす事例

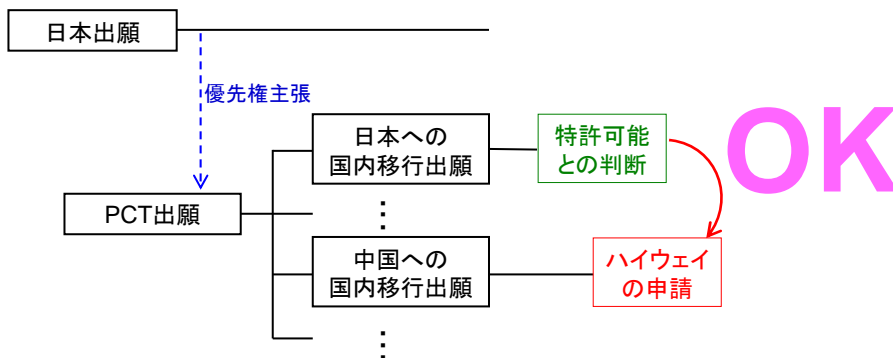
- パリルート: 分割出願 -



H

要件 a. (i) を満たす事例

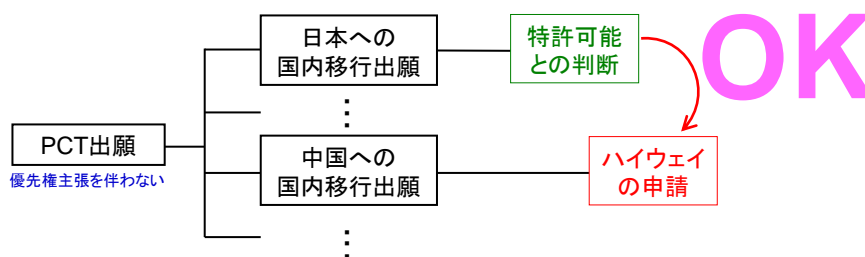
- PCTルート: 日本への国内移行出願との関係 -



I

要件 a. (ii) を満たす事例

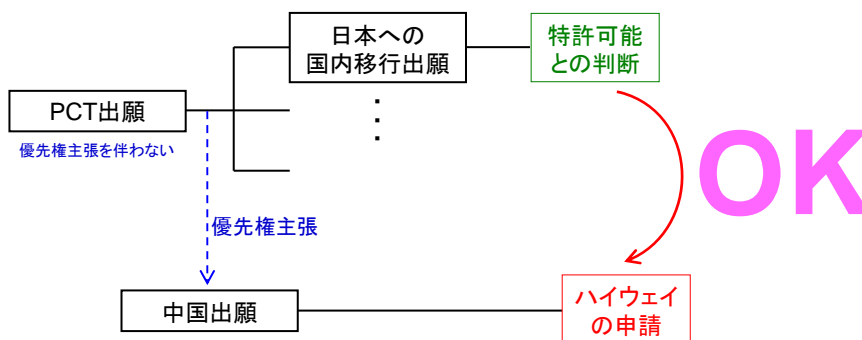
- 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



J

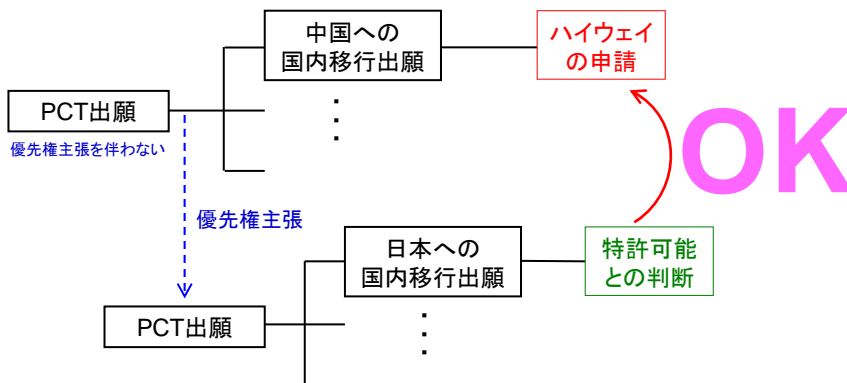
要件 a. (iii) を満たす事例

- パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



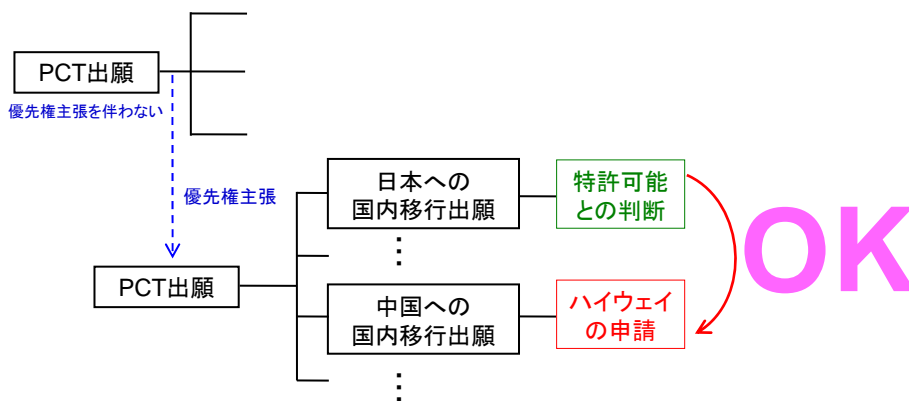
K

要件 a. (ii) を満たす事例
 - PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

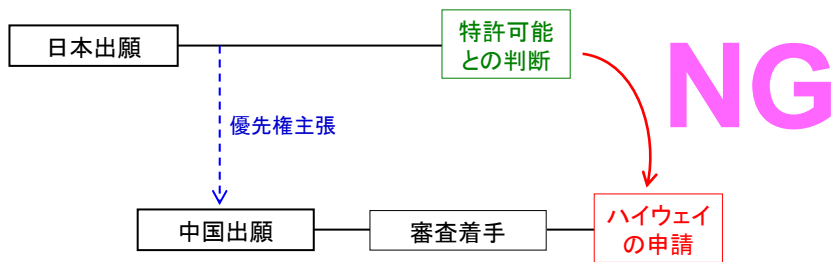


L

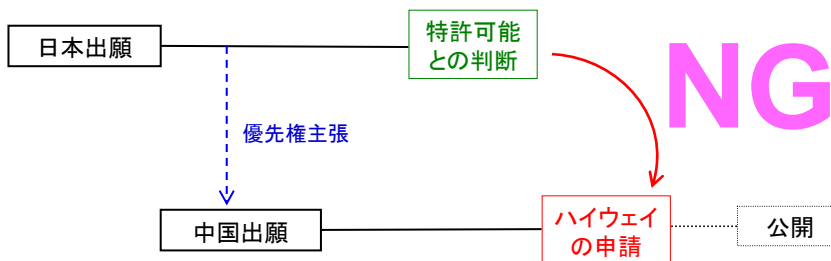
要件 a. (iii) を満たす事例
 - PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



M 要件 f. を満たさない事例
 - ハイウェイの申請前に中国国家知識産権局が審査着手 -

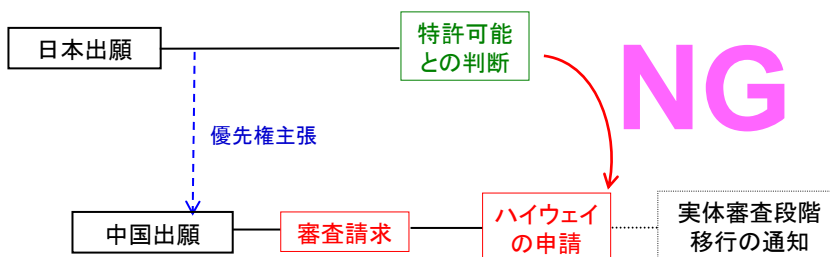


N 要件 d. を満たさない事例
 - 公開前のハイウェイの申請 -



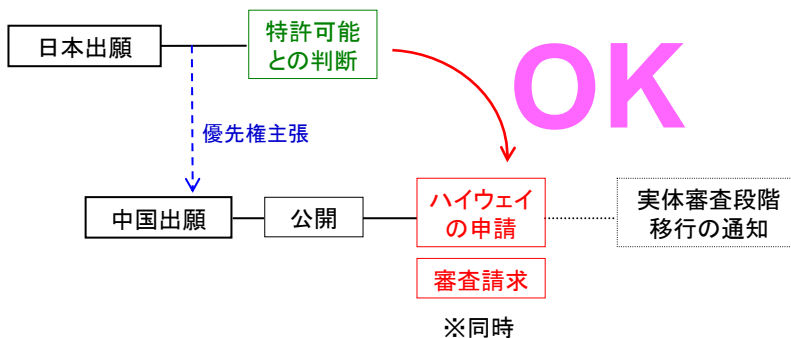
○

要件 e. を満たさない事例 - 実体審査段階前のハイウェイの申請 -



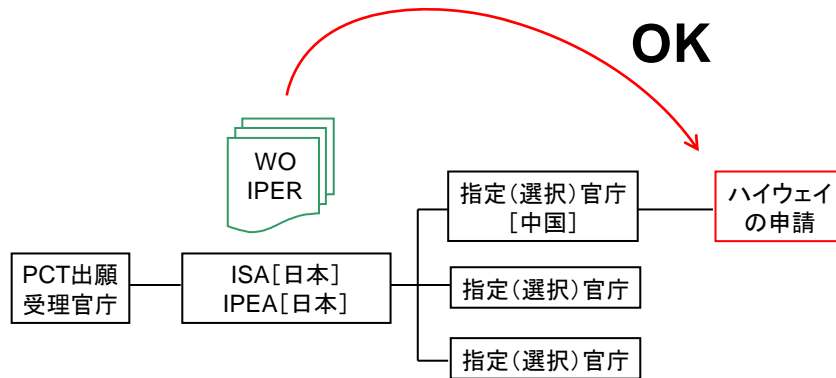
○

要件 e. を満たす事例(例外) - 審査請求時のハイウェイの申請 -

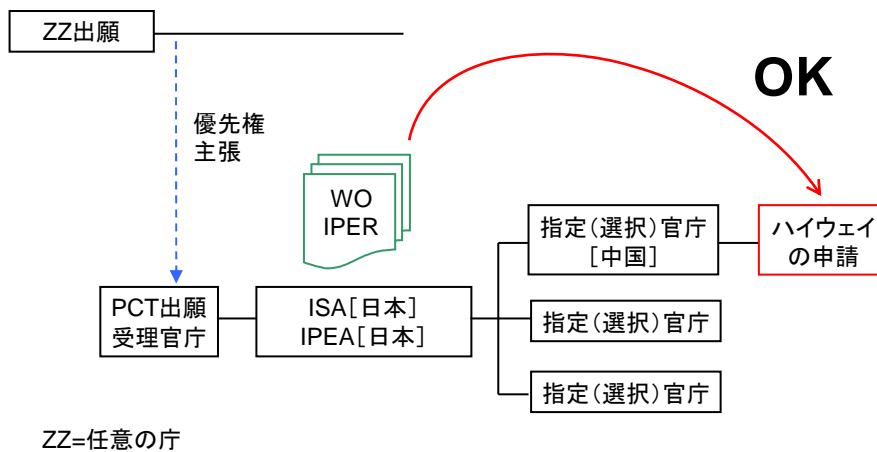


別紙 2

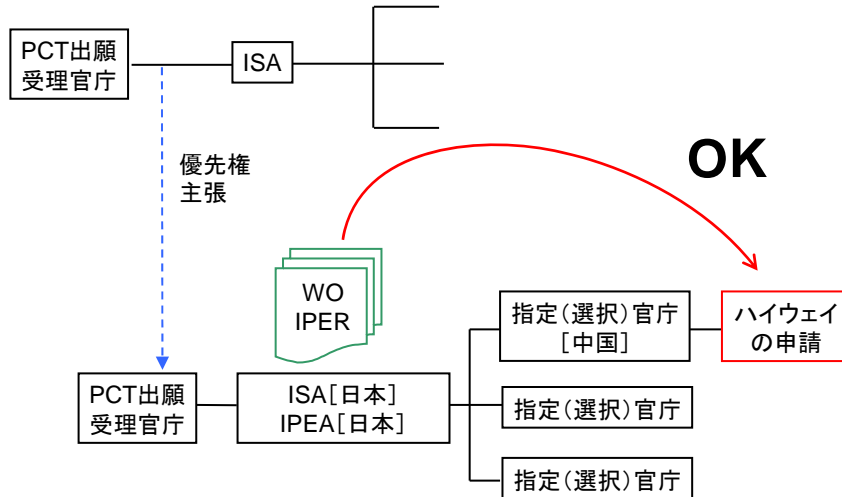
(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。



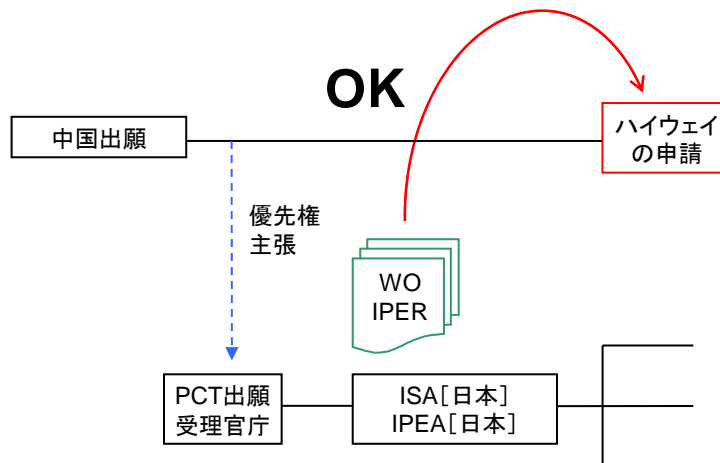
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)



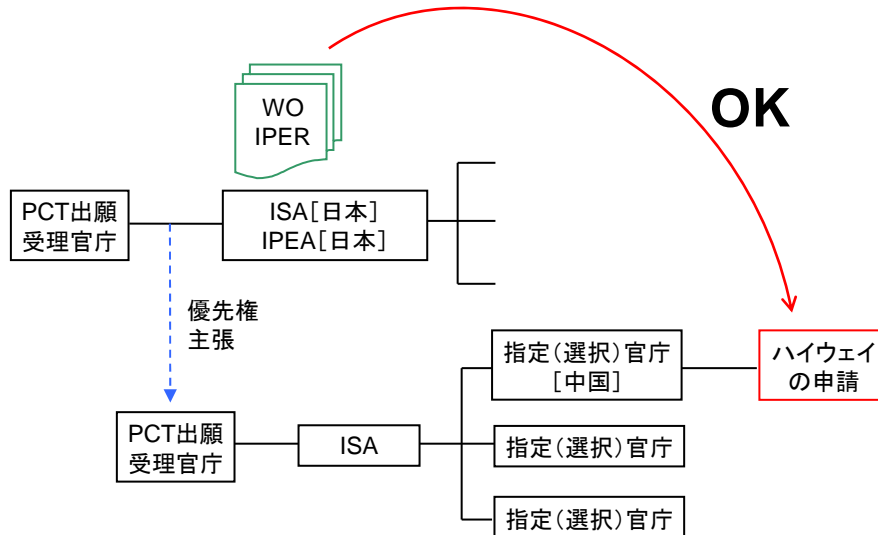
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



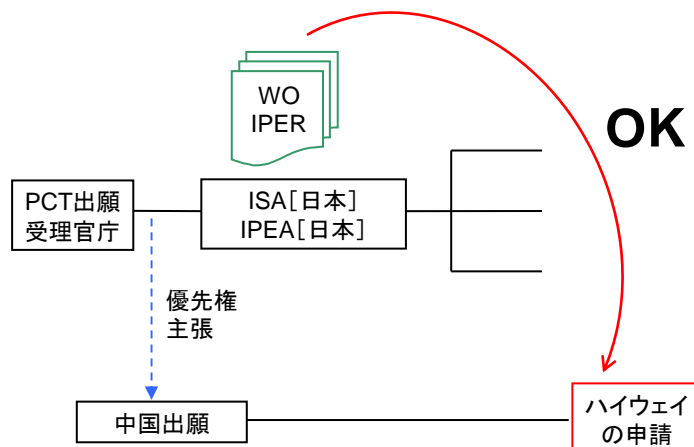
(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



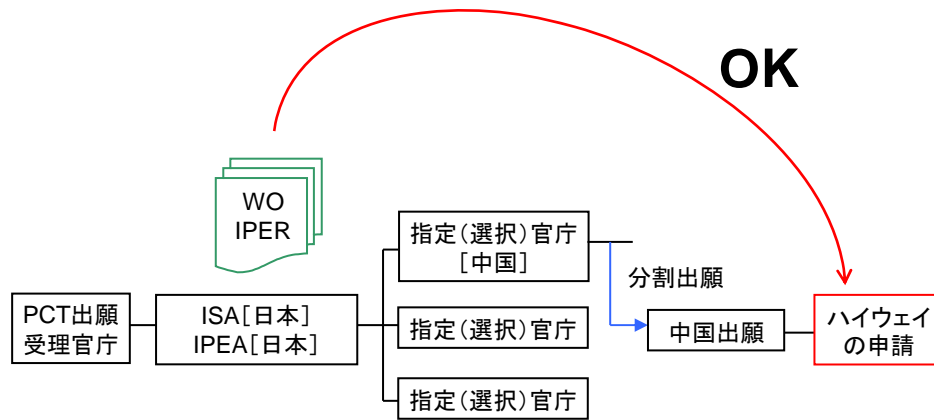
(C) 当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



(D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする。



(E1) 類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2) 類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。

